

はじめに

1 探究型学習推進プロジェクト事業

山形県教育委員会では、平成 27 年度から 3 年間の事業として、「探究型学習推進プロジェクト事業」を開始した。この事業の趣旨は、「平成 27 年度 探究型学習推進プロジェクト事業 実施要項」で次のように示されている。

小学校・中学校・高等学校を通じて、児童生徒の学びが基礎的な知識・技能の習得にとどまらず、教科の枠を越えても知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等や、主体的に学習に取り組む態度を育成するものとなるよう、県教育委員会と市町村教育委員会、学校が連携し、大学からの支援を得て、効果的な授業づくりの研究や本県独自の学力・学習状況調査を実施しながら、探究型学習の普及を図る。

これを受け、山形県教育センター（以下、県教育センター）では、以下に示す二つのねらいと、探究型学習の定義に基づき、探究型学習の在り方や授業づくりの基礎的な研究を行い、さらに、県内 8 地区それぞれ、小学校・中学校 1 校ずつの推進協力校に対し、その支援、並びに授業実践の取りまとめを行った。

○ 探究型学習のねらい

- ① 校種を通じて、「確かな学力」を構成する「学力の三要素」をバランスよく育成し、「学び続ける人」を育てること。
- ② ①のことを実現できるよう、教員の指導力を高めること。

○ 探究型学習の定義

探究型学習とは、「課題の設定」「情報収集（文献・教材・資料の調査・フィールドワーク、実験、観察等の活動）」「整理・分析」「まとめ・表現」という一連の探究活動のプロセスに主体的に参加することを通して、知識・技能と学び方をバランスよく習得させながら、課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等をはぐくんでいくことのできる多様な学習方法・形態の総称

本研究はその基礎的な研究の一環であり、「児童生徒の能動的・協働的・課題解決的な学びを通して、基礎的・基本的な知識・技能の習得に加え、知識・技能を活用するために必要な思考力・判断力・表現力等や、自ら課題を設定し、自ら学び主体的に解決していく『探究する』力を育成するため、学習の在り方や授業づくり等について研究し、教材研究を行う」ことを目的としているものである。

2 平成 27 年度の実践とその成果

(1) 推進協力校への支援

平成 27 年度の「探究型学習推進プロジェクト事業」は、県教育センターが中心となり、探究型学習の在り方や授業づくりの基礎的な研究と、推進協力校における探究型学習の研究に関する支援を行った。推進協力校の研究においては、各校の学校研究をベースに、様々な切り口からの探究型学習の実践をしていただいた。その過程において、県教育センター指導主事による授業づくりの相談や授業実践の参観と指導・助言、児童生徒の学びの姿や実態を把握しながら推進協力校とともに取り組んできた。

また、県教育センター主催による探究型学習推進連絡協議会を年度内に 3 回実施し、

推進協力校の代表者や各教育事務所、市町村教育委員会の指導主事等と共に、探究型学習推進プロジェクト事業の全体構想の確認や各推進協力校の実践の交流を行った。各推進協力校における探究型学習の授業実践と省察の繰り返しにより見えてきた実態を、この会で交流することで、お互いの成果について確認することができた。以下に示したものは、平成27年度第3回探究型学習推進連絡協議会（平成28年2月17日実施）のグループ協議で挙げられた、推進協力校の成果と課題の一部である。

○ 成果

- ・ 各教科で、自分事としてとらえさせる課題づくりに工夫がみられ、主体性が持続した実践がなされた。
- ・ 教師主体の授業から、児童生徒の思考の流れを大切にした授業へ改善しようとする、教師の意識が高まった。
- ・ 児童が集団で学ぶことを好むようになり、算数を楽しいと捉えるようになった学級も見られた。
- ・ 思考ツールにより児童生徒が考えを可視化することで、思考が広がったり深まったりする場面がみられた。
- ・ 総合的な学習の時間において、豊かな体験活動を通じて児童生徒の「やりたい」「調べてみたい」という思考に沿った実践を大切にし、主体的に学習するようになった。

○ 課題

- ・ 児童主体の学びにするために、学びの本質や、交流するとはどういう意味をもつのか、といったことを考え続ける必要がある。
- ・ 児童がつまずいたときや児童の実際の姿が教師の構想とずれたときに、授業を予定通りに進めることを優先するのではなく、目の前の児童に応じてどのように立ち止まらせたり振り返らせたりするのかを考える必要がある。
- ・ 「生徒が学びに向かう、質の高い課題づくり」について具体的に知りたい。
- ・ 意欲が高まった姿等をどのように評価するのか。

探究型学習の授業実践や研究により、教科の特質に応じた質の高い学びへの意識が教師間にはぐくまれてきたことは言うまでもないが、さらに根本的な探究型学習のイメージや、そのイメージをもとにした授業の進め方を知りたいと願う声がある。また、せっかく児童生徒が探究しようとしているのにも関わらず、その児童生徒の思考の流れに沿う活動よりも、指導案の流れを変えることなく展開してしまう授業も見られる。教師の指導観の転換が必要な現状があることは否めない。他にも、教科の学習において、どのような授業を仕組めば「主体的・協働的な課題解決学習」になるのか、児童生徒の学びの姿を見取ったあと、どのように評価するのかなどの声も、探究型学習に関わる疑問点として挙げられている。

(2) 探究型学習推進プロジェクト事業（1年次）研究報告書の作成

上に示した一年間における探究型学習推進プロジェクト事業の取り組みをもとに、県教育センターでは、各推進協力校で取り組んだ授業実践として収集したものの中から探究型学習の事例を抽出し、さらに、これまでの実践を振り返ることにより見えてきた探究型学習の基礎となる考え方とともにまとめ、「探究型学習推進プロジェクト事業（1年次）研究報告書」（以下、報告書（1年次）と表す）を作成した。報告書（1年次）は県教育センターのWebページからダウンロード可能である。

3 平成 28 年度の取組み

平成 28 年度の「探究型学習推進プロジェクト事業」は、県教育庁義務教育課が取りまとめを行い、推進協力校の支援を県内各教育事務所、市町村教育委員会が行った。県教育センターは、これまでの基礎的な研究に加え、探究型学習の普及と推進に向けた「研修」に力を入れることとした。

推進協力校においては、これまで取り組んできた研究の方向性が確かであるか、児童生徒がより主体的・協働的に学ぶためにはどうすべきか等、授業における実践的な研修やカリキュラム・マネジメントの在り方を必要としている感があった。一方で、推進協力校以外の小学校、中学校、高等学校においては、まだまだ探究型学習の授業の基礎となる考え方や授業イメージの普及と推進が必要であった。探究型学習のさらなる推進と普及を考えるに、県教育センターでは、「長期研修生による授業開発の充実」「専門研修における講座の開設」「OJT による探究型学習の普及と推進」の三つを、平成 28 年度の具体的な研究の柱に据えることとした。

○ 長期研修生による授業開発の充実

事例収集や推進協力校の実践から見えてきた探究型学習の在り方等を、児童生徒への授業実践で検証していくことが必要である。そこで、長期研修生とともに、実際の児童生徒の姿を捉えながら、研究、授業実践、省察を繰り返し、探究型学習の在り方をさらに深く考察した。今後、それらを研修会等で活用することにより、具体的な授業イメージを広く普及していくことができると考える。

○ 専門研修における探究型学習推進講座の実施

県内全校種における探究型学習に対する理解の促進をねらい、専門研修において「探究型学習推進講座Ⅰ～探究型学習の基礎と実際～」を実施した。先進的な実践に取り組んでいる教員や大学教員を講師として招聘し、具体的で分かりやすい事例を提供した。また、推進協力校の教員とそれ以外の教員による情報交換や、受講者が持ち寄った実践例についての意見交換等、同じ課題意識を持つ教員どうしの交流の場を設けることで、授業づくりのイメージがより明確なものとなった。

○ OJT による探究型学習の普及と推進

探究型学習が普及・推進されていくための方策として、OJT (On the Job Training) の充実を促すことを目的に、基本研修における講座と出前サポートを行った。

具体的には、小学校・中学校の教職 5 年経験者や教職 10 年経験者の研修に探究型学習の説明と演習を行う講座を組み入れた。説明では、探究型学習の基礎となる考え方や学習指導要領等の改訂に向け議論されていることとの関連、探究型学習の授業実践例を紹介した。その説明の前後で「探究型学習で育てたい姿」に対する考えを記述する場を設け、記述内容の変化から探究型学習への理解の深まりが自覚できるようにした。演習では、具体的な授業をイメージして授業づくりを対話的に行った。このような研修を行うことで、所属校で行う研修後の復命が具体化し、経験者だけではなく所属校全体の教員が探究型学習を理解し、各校への浸透につながるものとする。

また、出前サポートにおいて、県教育センター指導主事が探究型学習の概要や授業づくりのイメージ、授業実践の具体例、さらには、これまでの取組みで浮かび上がった成果と課題等を反映させた研修プログラムを作成し、校内研究会や研修会を行った。

これらの実践の詳細を、次章から詳しく述べていく。